



平成30年1月25日

長崎県知事職務代理者

長崎県副知事 濱本 磨毅穂 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 池内 愛



「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に係る「長崎県個人情報保護条例」の改正について（要配慮個人情報の取扱いについて）（意見）

平成30年1月17日に開催された第81回長崎県個人情報保護審査会において提案のあった標記議題についての当審査会の意見は、別紙のとおりです。

長崎県における「要配慮個人情報」の取扱いについての意見

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正により、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報について、「要配慮個人情報」と定義された。あわせて、行政機関個人情報保護法においては、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識しうるよう「要配慮個人情報」が含まれる旨を個人情報ファイル簿に記載し公表することが規定されている。

一方、長崎県個人情報保護条例（以下「条例」という。）においては、思想、信条及び信教に関する情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（以下「センシティブ情報」という。）について、原則収集禁止としている。また、センシティブ情報が含まれる旨を個人情報取扱事務登録簿に記載し、一般の閲覧に供することとしている。

以上を踏まえ、当審査会が検討した結果は、以下のとおりである。

(1) 定義及び個人情報取扱事務登録簿への登録について

「要配慮個人情報」には、本県がセンシティブ情報としていない情報も規定されており、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法（以下「法等」という。）の改正の趣旨を踏まえると、本県が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要があると考えるため、条例においても要配慮個人情報の定義を設け、その範囲は法等と同様にすることが適当である。

また、国は個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載し、これを公表するとしており、本県においても従来からセンシティブ情報について個人情報取扱事務登録簿で明示していることから、本県の個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報の有無を記載し公表することについても、適当である。

(2) 「要配慮個人情報」の収集制限について

本県の個人情報取扱事務においては、要配慮個人情報のうちセンシティブ情報以外の個人情報を取り扱っているものが多数存在している。これらの情報は当該業務を行う上で必要不可欠として現に収集されているものであり、これらの情報についてまで収集を制限すると、その情報を取り扱う事務の性質上、通常業務に支障を来たし、県民に不利益が生じるおそれも考えられる。

一方で、センシティブ情報は、個人の人格、内心の自由に深く関わる情報であって、その情報の性質上、個人の権利利益に対する重大な侵害をもたらすおそれがあるとして設けられたものであって既に定着しており、これまで収集制限があることで事務に支障をきたすなどの不都合等も生じていないことから、これを緩和することは個人の権利利益の保護の観点から適切ではないと考える。

以上のことから、「要配慮個人情報」全般についての収集制限は設けないが、センシティブ情報に引き続き収集制限を設けることは、適当である。

なお、行政機関個人情報保護法においては、要配慮個人情報についての収集制限は設けられていないことから、各地方公共団体における要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲も含め、地域の特性に応じて適切に判断する必要がある。そのため、条例においてセンシティブ情報に引き続き収集制限を設けることについて、丁寧に説明してほしいとの意見があった。